

令和5年4月27日

一般社団法人広島県医師会会長 様
一般社団法人広島県病院協会会長 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
新型コロナウイルス感染症対策担当

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う
県の対応について（依頼）

本県の保健医療行政及び感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年1月27日に政府対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされたところですが、本日、国が5類感染症に位置づけることを決定しました。

さらに、令和5年3月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」により、5月8日に5類感染症に移行された場合の国の基本的な方針が示されたところです。

これを受けて、本県におきましては、別紙「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う県の対応について」のとおり対応することとしました。

ついては、今後の医療体制等の対応について、引き続き格別の御支援、御協力をいただきますとともに、貴会会員へ周知をお願いいたします。

【参考資料】

- ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行による主な施策等の変更点とそれに伴う取組・依頼一覧（令和5年4月25日 広島県資料）
- ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う病診・病病連携による入院（令和5年4月25日 広島県資料）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費請求の取扱いについて（令和5年4月21日 広島県健康福祉局長通知）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法の5類感染症移行に伴う新型コロナウイルス感染症把握・管理支援システム（HER-SYS）の取扱いについて（令和5年4月24日 広島県健康福祉局長依頼）

担当 企画グループ
電話 082-513-2846（ダイヤルイン）
（担当者 的場）

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う県の対応について

— 概要 —

令和5年4月27日 広島県健康福祉局

1 国の基本的な考え方

- 医療提供体制について、行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行する。
- 新たな医療機関に参画を促すための取組を重点的に進め、暫定的な診療報酬措置を経て、令和6年4月の診療報酬・介護報酬の同時改定を通じて、新型コロナ対応を組み込んだ新たな診療報酬体系による医療提供体制に移行する。
- 都道府県による「移行計画」の策定、設備整備等の支援を通じて、対応する医療機関の維持・拡大（外来の拡大、入院患者の受入れの拡大）を強力に促す。
- 入院調整について、「移行計画」に基づき、軽症・中等症Ⅰの患者から医療機関間による調整を進め、その進捗を踏まえつつ、秋以降に重症者・中等症Ⅱの患者の医療機関間による調整を進めることを基本とする。
- 国は、「地域包括ケア病棟」等での受入れの促進、医療機関間での病床の状況を共有しやすくする仕組みの普及など必要な支援を行う。

2 広島県の対応

国の基本的な考え方を踏まえつつ、本年夏及び冬の感染拡大に備えるため、一部対策を前倒しで実施することにより、感染拡大期においても迅速かつ十分な医療を提供できる体制の構築を目指すこととします。

3 個別の対応

区分	国の方針（5月8日以降）	県の方針（5月8日以降）
検査体制	感染に不安を感じる場合に受ける一般検査事業の終了	無症状者の検査の機会としてきた PCR センター・スポット、及び県内薬局等による無料検査は終了
	行政検査対象者の縮小に伴う、医療機関、高齢者施設、障害者施設における従事者等以外に対する行政検査を終了	感染者が発生した県内事業所の従事者及び関係者等を対象にした無料の PCR 検査を終了

区分	国の方針（５月８日以降）	県の方針（５月８日以降）
検査体制	濃厚接触者に対する医療従事者，介護従事者，障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する検査の行政検査としての位置づけ終了	医療従事者，介護従事者，障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する抗原検査キット配布事業を終了
外来医療体制	幅広い医療機関による診療体制へ移行	同左
	対応医療機関（診療・検査医療機関）の公表の継続（名称を「外来対応医療機関」へ変更）	同左
	ガイドラインに沿った感染対策を安全性に加えて効率性も考慮した対応へ見直し	同左 （参考）県ホームページに院内感染対策に関する研修動画を掲載
	応召義務の整理（コロナ罹患のみを理由とした診療拒否は「正当な理由」に非該当）	同左 医療機関等へ周知
	都道府県による経口抗ウイルス薬を取り扱う薬局の公表	同左 県ホームページにおいて公表
	外来診療を行う医療機関への設備整備の補助を継続	同左
	医療機関向け啓発資材の作成	国の啓発資材を随時提供
	外来ひっ迫を回避するための受診・相談センターの継続，自己検査・自宅療養の呼びかけ，＃7119，＃8000 の活用	同左 「積極ガードダイヤル」を「受診案内・相談ダイヤル」に名称変更して継続
入院医療体制	移行計画（別紙参考資料参照）の策定及び当該計画に基づく入院受入医療機関の拡充（コロナ入院患者の受入れ経験がない医療機関への受入促進）	同左
	ガイドラインに沿った感染対策を安全性に加えて効率性も考慮した対応へ見直し	同左 （参考）県ホームページに院内感染対策に関する研修動画を掲載
	入院受入れ医療機関への設備整備の補助を継続	同左
	重点医療機関等以外での受入れ経験のある医療機関において，軽症・中等症Ⅰの患者の受入促進	全病院等で受入ができるよう，段階的に移行

区分	国の方針（５月８日以降）	県の方針（５月８日以降）
入院医療体制	重点医療機関等における重症者・中等症Ⅱ患者の受入れの重点化	全病院等で受入ができるよう、段階的に移行
	新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関の廃止	同左
	G-MIS の活用による入院可能病床数、入院患者数の入力 of 徹底（入力項目の見直し）	同左 G-MIS の活用について医療機関へ協力依頼（参考資料参照）
	医療機関向け啓発資材の作成	国の啓発資材の活用（国の発出後、随時提供）
	特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、障害児者、認知症者、がん患者・透析患者、精神疾患を有する患者、外国人等）について、幅広い医療機関による自律的な通常への対応に移行（既存の枠組み）	同左
	病床確保料の継続（補助単価の見直し）	同左
	臨時の医療施設の廃止（ただし、酸素投与や点滴が必要な患者等の受入のための宿泊療養施設の運営は当面存続が可能）	輸液センターは廃止
	地域の医療機関等からの輪番制も含めた医療従事者の派遣の継続	通常の医療体制へ移行
	G-MIS による重点医療機関における看護職員の欠勤者数の把握、派遣調整への活用	同左
入院調整	G-MIS を活用した医療機関間での入院調整の促進（都道府県内における空床情報の共有ツール）	患者のかかりつけ医療機関、医療機関の連携医療機関から順に調整を行っていく際の参考情報として活用
	HER-SYS を活用した患者情報の共有機能の存続	—
	地域の医師会や外部委託業者への委託による入院調整	現時点で外部委託する予定なし
	入院調整本部や保健所による入院調整機能の継続（患者情報の共有について医療機関による患者同意の取得が必要）	６月１日から入院調整本部は相談対応業務に切り替えるとともに、９月末を目途に廃止予定（入院調整方法は別紙参考資料を参照）

区分	国の方針（５月８日以降）	県の方針（５月８日以降）
入院調整	（５/８以降） 軽症・中等症Ⅰの患者から医療機関間による入院調整の開始 （秋以降） 重症者・中等症Ⅱ患者の医療機関による入院調整の開始	軽症患者は原則自宅療養 <u>症状の程度に関わらず，５月８日から医療機関間による入院調整を開始</u>
	消防機関との受入れ可能医療機関情報や空床情報等の共有による連携	消防機関に G-MIS の閲覧用 ID を付与し，医療機関情報を共有
高齢者施設等への対応 （一部障害者施設を含む）	医師による往診等の医療支援の継続	往診可能医療機関の運用を継続
	電話，オンライン診療による相談，診療体制の確保，相談窓口の設置	オンライン診療可能な医療機関の周知を継続（県設置のオンライン診療センターは廃止） 往診可能医療機関の調整に係る県相談窓口を継続
	感染制御・業務継続支援チームによる体制の継続	感染症医療支援チーム，業務継続支援チームによるクラスター対応支援を継続
	医療機関と連携している高齢者施設等への補助の継続	施設への調査結果に基づき，要件を満たす施設への補助を実施
	感染者が発生した施設等における応援職員の派遣の継続	関係団体（県看護協会等）への依頼による応援職員（看護師等）の派遣を継続
	施設内で陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中検査の実施（行政検査）	施設従事者への頻回検査を継続 施設において，抗原検査や医療機関受診ができない入所者等に対する保健所による行政検査を継続
宿泊療養・自宅療養の体制	隔離のための宿泊療養施設の終了	同左
	陽性判明後の体調急変時の自治体相談機能の継続	「自宅療養者相談センター」を「療養者相談ダイヤル」に名称変更し，健康相談業務を当面継続
	陽性者登録機能，行政からのプッシュ型健康観察の終了	同左（陽性者登録センターの終了）
	電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的取扱いの継続	同左
	食事やパルスオキシメーター等の物資の配送の終了	同左
	感染症法に基づく移送の終了	同左
	透析患者等移動手段が確保できない患者の搬送支援の継続（９月末まで）	自家用車，タクシーなどの既存の移動手段で対応可能なため終了

区分	国の方針（５月８日以降）	県の方針（５月８日以降）
患者等に対する 公費支援 （詳細は参考資料を参照）	外来医療費の自己負担軽減（当面 ９月末まで） ・新型コロナ治療薬の全額公費支援 ・検査費用，新型コロナ治療薬以外の薬剤費は自己負担	同左
	入院医療費の自己負担軽減（当面 ９月末まで） ・高額療養費算定基準額から原則 ２万円を減額した額を自己負担 上限として負担 ※（注意）４月３０日まで，５月１日～７日 まで，５月８日以降にそれぞれ入院する 場合により，公費請求の方法が異なる。	同左
発生届	４種類の発生届は終了し，指定届 出機関（定点）からの届出に移行	同左 届出非対象者の報告（HER-SYS 入力） も終了
患者数，死亡者 数の把握・公表	定点把握へ移行し，週報により定 点当たりの患者数を公表 死亡者数は人口動態統計により把握	インフルエンザ／COVID-19 定点医療機 関からの報告に基づき，週報で公表 医療機関からの保健所への死亡者の報告 は終了
医療資材の確 保，供給	医療機関への個人防護具の配布の 継続	県備蓄の医療資材（個人防護具，手指消 毒薬）を必要とする医療機関に配布
新型コロナワク チン接種	R ５年度中は特例臨時接種を継続	同左 ワクチン接種コールセンターを継続
その他	国民への周知 ・啓発資料を自治体へ提供	県民への周知 ・国啓発資料を活用しつつ，県ホームペ ージ等を通じて必要な情報を周知

4 県担当窓口

担当業務	担当グループ	電話番号（直通）
全般，病床確保料，設備整備補助金	企画グループ	082-513-2846
宿泊療養施設，検査体制（高齢者施設の従事者の頻回検査），受診案内・相談ダイヤル，外来医療費の公費負担	感染拡大防止グループ	082-513-3043
定点把握，感染症医療支援チーム	感染症管理グループ	082-513-3068
発生届（HER-SYS），外来医療体制（外来対応医療機関），療養者相談ダイヤル，入院医療費の公費負担，新型コロナワクチン接種	感染症対策グループ	082-513-3079
入院調整，患者搬送調整	調査・調整担当（入院調整）	—
入院医療体制，高齢者施設の医療提供体制（電話・オンライン診療，往診可能医療機関）	医療体制確保担当	082-513-2844
医療資材の供給	薬務課製薬振興グループ	082-513-3223